

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

<p>制 度 名</p>	<p>特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）</p>				
<p>税 目</p>	<p>所得税・法人税（措法第 1 2 条、第 4 5 条、第 6 8 条の 2 7）</p>				
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>振興山村における製造業、旅館業及びソフトウェア業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却の適用期限を 2 年延長すること。</p> <p>機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 ( 6/100)</p> <table border="1" data-bbox="874 943 1492 1037"> <tr> <td data-bbox="874 943 1220 1037"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1220 943 1492 1037"> <p>— 百万円 （▲900 百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>— 百万円 （▲900 百万円）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>— 百万円 （▲900 百万円）</p>				
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約半分を占め、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。しかしながら依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつあるなどしている。</p> <p>このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、雇用の増大と所得水準の向上を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例の適用期間が延長されることにより、引き続き民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブが与えられ、地域の雇用創出と所得の確保を図るとともに、地域における定住化、集落機能の維持を図り、コミュニティの維持・再生を期するものである。</p> <p>仮に本特例が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失われ、それに伴う雇用機会の喪失と、さらなる人口減少や集落の衰退、耕作放棄地の増加等が危惧されるなど、振興山村にとって大きな打撃となる。</p> <p>このようなことから、本特例は必要不可欠のものであり、引き続き適用期間を延長する必要がある。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>○山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）第3条第3号 「（前略）観光の開発、農林産物の加工業等の導入（中略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第4条 「国は、前条の目的を達成するため、（中略）資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する」</p> <p>○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 「（前略）離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p>	
		<p>政策の達成目標</p>	<p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 （基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%）</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度485万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円（推計値）となっている。</p> <p>本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、本達成目標に変更することとした。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	平成22年度(推計) : 6件 平成23年度(推計) : 6件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例の活用によって企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 24,591百万円(H22当初、国費)等 (農山漁村における定住や二地域間居住、都市との交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援等)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。 それに対して、本特例は、個々の民間事業者(法人・個人)を対象に、振興山村への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。
		要望の措置の妥当性	本特例は、初期投資の負担を軽減し、企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための特別償却制度(課税の繰り延べ)であり、振興山村への企業の立地等を促進し、雇用の増大を図る上で効果的かつ必要最小限の措置であると考えられる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	平成21年度(実績) : 適用数 6件、減収額 17百万円  平成21年度に創設された制度であり、今後本特例の周知浸透が進むことによって増加するものと考えられる。
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	近年の厳しい経済、雇用情勢の中で本特例の活用によって工場等の整備、機械等の設備投資が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。 引き続き本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。
		前回要望時の達成目標	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回の目標(中山間地域の戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持))の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円(推計値)となっている。

これまでの  
要望経緯

平成 21 年創設